

けやき台自治会 通信交通費支給規則

平成30年6月2日
規則第 15 号

(目的)

第1条 この規則は、けやき台自治会役員等が円滑な活動が実施できるよう、けやき台自治会（以下「本会」と言う。）が役員に支払う通信交通費の支給について定める。

(通信費)

第2条 本会は、役員活動に必要な通信及び事務経費として、年間 24,000 円(月額 2,000 円)を当該年度の6月末までに、役員に支払うものとする。

(交通費)

第3条 業務において、けやき台地区を超える地域への出張には次の基準で交通費等を支給する。

なお、自治会所有車両を利用する出張には支給しない。

- (1) ウッディタウン地区内は、交通手段を問わず1回(1日)につき300円を支払う。
但し、けやき台地区内は支給しない。
- (2) ウッディタウン地区を超える三田市域内は、交通手段を問わず1回(1日)につき500円を支払う。
- (3) 三田市外は公共交通機関による実費精算分を支払う。但し、三田市外への出張が12時から13時にまたがる場合には昼食手当1,000円を支払う。
- (4) 交通費等の支給は「交通費請求書(様式-交通費第1号)」により請求するものとする。

(その他)

第4条 交通費の支給は、班長・副班長および事務員の出張についても適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月22日に遡って施行する。

附則

この規則は、令和元年7月6日から施行する。